

桜川市中期財政計画

(2022年度～2026年度)



令和3年11月
桜川市

目 次

はじめに

- 1 本計画策定の目的……………1
- 2 本計画のローリング……………1
- 3 本計画の対象とする期間と会計……………1

中期財政計画

- 1 基本的な考え方……………2
- 2 歳入の見通し……………3
- 3 歳出の見通し……………6
- 4 歳入歳出の状況……………8
- 5 財政調整基金残高の推移……………9
- 6 主な財政指標の状況……………10
 - (1) 経常収支比率
 - (2) 実質公債費比率
- 7 地方債残高の推移……………11
- 8 今後の健全な財政運営に向けて……………13

はじめに

1 本計画策定の目的

桜川市においては、少子高齢化の進展等に伴う扶助費の増加や、公共施設等の老朽化に伴う改修費用の増加が見込まれます。また、今後想定される新型コロナウイルス感染拡大による景気の悪化が、市の財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。このようなことから、計画的な財政運営の必要性が高まっています。

このことを踏まえ、将来的に持続可能な行政基盤確立の一環として、中長期的な視点に立った健全な財政運営を堅持するための指針とするとともに、本市の目指すべき将来像の実現に向けて、厳しい財政事情の中にあっても健全な財政運営と効果的な予算執行に取り組み、持続可能な行政運営を推進します。

- (1) 中期的な財政収支を推計し、これを基に現在及び将来における課題を捉え、財政運営の健全性の確保を図ります。
- (2) 中期的な視点から、健全財政を維持しながら桜川市第2次総合計画の実効性を確保するための指針とします。
- (3) 普通交付税の合併による優遇措置期間の終了に伴い、将来の財政収支を明らかにしながら、桜川市の収入に見合う適正規模に応じた予算編成や予算執行に当たっての指針とします。

2 本計画のローリング（見直し）

本計画は一定の前提条件での試算であり、財政環境は社会経済情勢の変化や地方財政制度の動向等に大きく左右されることから、必要に応じて計画期間と推計値を見直します。

3 本計画の対象とする期間と会計

(1) 期間

本計画の対象期間は、2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までの5年間とします。

(2) 対象会計

一般会計を対象とします。

中期財政計画

1 基本的な考え方

(1) 本計画の構成項目

- ① 歳入の見通し（当初予算見込額）
- ② 歳出の見通し（当初予算見込額）
- ③ 財政調整基金残高の推移（年度末残高）
- ④ 主な財政指標の状況（経常収支比率、実質公債費比率）
- ⑤ 地方債残高の推移

(2) 推計のベース

推計のベースは、2018（平成30）年度決算額、2019（令和元）年度決算額及び2020（令和2）年度決算額とします。税制及び国、県の制度等については、改正が予定されているもの以外は、現行制度が継続するものとして推計しています。

2 歳入の見通し

歳入金額の見通しについて、次のとおり推計します。

○歳入の見通し

(単位：百万円)

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
市税	4,620	4,612	4,433	4,393	4,353
地方譲与税	272	272	272	272	272
利子割交付金	3	3	3	3	3
配当割交付金	17	17	17	17	17
株式等譲渡所得割交付金	18	18	18	18	18
法人事業税交付金	18	18	18	18	18
地方消費税交付金	816	816	816	816	816
ゴルフ場利用税交付金	33	33	33	33	33
環境性能割交付金	15	15	15	15	15
地方特例交付金	41	41	41	41	41
地方交付税	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
交通安全対策特別交付金	5	5	5	5	5
分担金及び負担金	48	48	48	48	48
使用料及び手数料	126	126	126	126	126
国庫支出金	2,166	2,221	2,223	2,118	1,897
県支出金	1,520	1,538	1,555	1,574	1,593
財産収入	53	53	53	53	53
寄付金	30	30	30	30	30
繰入金	260	384	899	1,189	805
繰越金	400	400	400	400	400
諸収入	363	363	363	363	363
市債	1,166	2,887	2,312	1,408	884
計	17,390	19,300	19,080	18,340	17,190

(1)市税

- ① 個人市民税については、今後の実質賃金上昇率の推移等を勘案し、緩やかに下降するものとして推計しています。
- ② 法人市民税については、推計時点での景気動向を勘案するとともに、税制改正による影響等を考慮します。
- ③ 固定資産税については、過去の実績を勘案して、新增築家屋の増や評価替えによる影響等を考慮します。
- ④ 軽自動車税については、過去の実績による需要の増加及び環境性能割分を見込むものとします。また、たばこ税については、過去の実績や健康志向の高まりなどの影響を考慮し減少するものとします。

(2)地方交付税

- ① 普通交付税については、合併による優遇措置期間が2020（令和2）年度で終了となり、通常算定される交付税額を、2021（令和3）年度決算額を基準に、基準財政需要額及び収入額の変動要因を加味し計上します。
- ② 特別交付税については、災害などの特別な財政需要に対するものであることから、2021（令和3）年度予算額と同額を計上します。

(3)臨時財政対策債

臨時財政対策債の発行可能額は、地方財政の財源不足の状況により決定されます。今後の地方財政の財源不足の状況や圧縮幅などを勘案し、推計しています。

(4)地方譲与税、交付金

- ① 地方譲与税は、森林環境譲与税が段階的に増額されますが、地方揮発油税の決算状況を踏まえ、2021（令和3）年度予算額と同額を計上します。各交付金は、国税又は県税の収入状況や制度改正の影響を受け、総額としては過去に大きく変動していないことから、これまでの実績等に基づき推計しています。
- ② 地方消費税交付金については、2019（令和元）年10月の消費税率の引上げに伴い増加しており、2021（令和3）年度予算額と同額を見込みます。

(5)分担金及び負担金・使用料及び手数料

これまでの実績等を勘案して、2021（令和3）年度予算額と同額で推移するものとします。

(6) 国庫支出金・県支出金

投資的経費、扶助費等に係る国庫支出金及び県支出金については、現行の制度が継続するものとして、現行の補助率により推計し、その他については2017（平成29）年度から2019（令和元）年度決算額をもとに推計しています。2020（令和2）年度については、新型コロナウイルス関係の補助金が多額であるため、積算の対象から控除しています。

(7) 地方債

合併特例債や緊急自然災害防止対策債などの交付税算入率の高い市債を中心に借り入れることとします。また、普通建設事業費のうち起債対象事業を精査して算出していますが、将来における公債費負担の改善を図るため、新規発行債については借入残高を勘案しつつ借入を行います。

(8) その他

諸収入、繰入金など、これまでの実績等を勘案して推計しています。

3 歳出の見通し

歳出金額の見通しについて、次のとおり推計します。

(単位：百万円)

歳 出		2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年
義務的 経費	人件費	2,967	2,956	2,915	2,897	2,897
	扶助費	3,364	3,438	3,513	3,590	3,668
	公債費	1,574	1,565	1,615	1,637	1,670
投資的 経費	普通建設事業費	1,923	3,752	3,571	2,722	1,442
	災害復旧事業費	0	0	0	0	0
その他 の経費	物件費	2,377	2,377	2,377	2,377	2,377
	維持補修費	74	83	92	99	103
	補助費等	3,394	3,395	3,263	3,283	3,296
	積立金	43	43	43	43	43
	投資及び出資金, 貸付金	461	476	476	476	476
	繰出金	1,163	1,165	1,165	1,166	1,168
	その他	50	50	50	50	50
合 計		17,390	19,300	19,080	18,340	17,190

(1) 人件費

2020（令和2）年度決算額を基準とし、各年度の定年退職者を基本とした採用人数を考慮し、今後5年間の市職員数を推計したうえで計上しています。

(2) 扶助費

現状の国の制度が継続されることを前提として推計します。各種給付費については、過去の実績を勘案しながら、今後も増加するものとして推計しています。

(3) 公債費

過去に借り入れた地方債の償還額に、毎年度、適債性のある事業について、合併特例債等の交付税算入のある有利な地方債を借り入れるものとし、各地方債に応じた償還年数により、年利1.0%で試算した償還予定額を推計しています。

(4) 普通建設事業費

普通建設事業に係る事業費について、過去の実績に加え、現時点で予定している合併特例債事業や緊急自然災害防止対策債事業等を勘案し推計しています。

(5) 物件費、維持補修費

過去の決算額及び、新型コロナウイルスに係る経費等を考慮し推計しています。また、維持補修費については、今後、施設の老朽化による修繕費が増加するものとして推計しています。

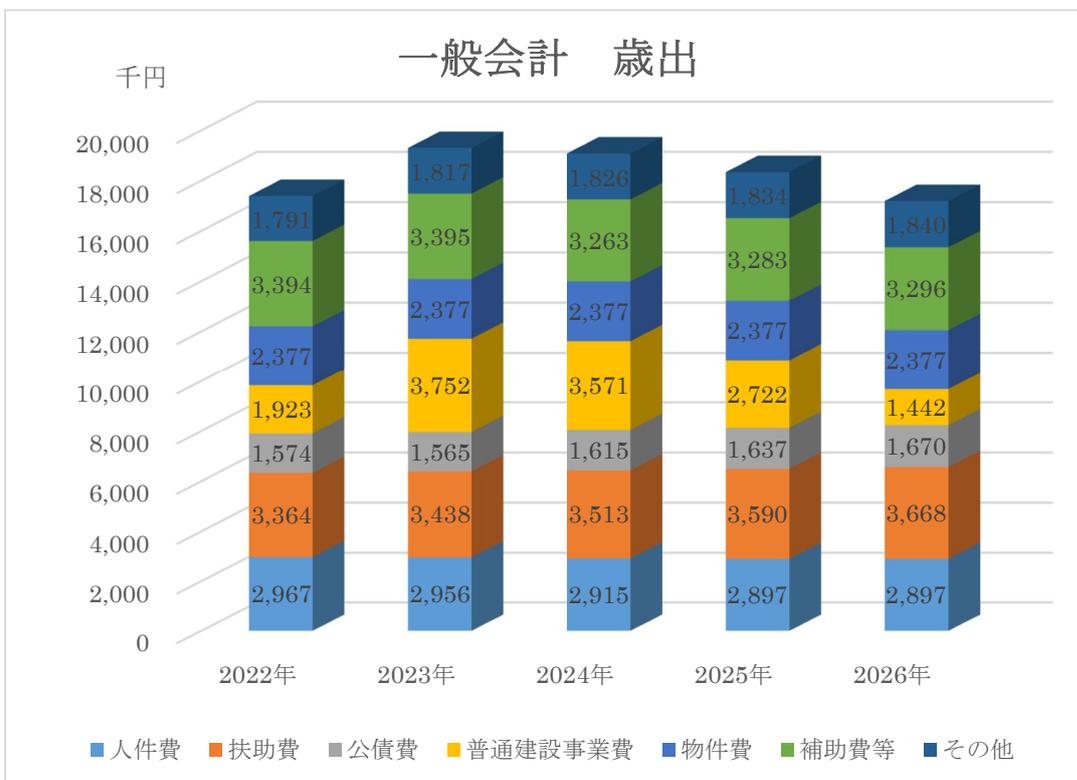
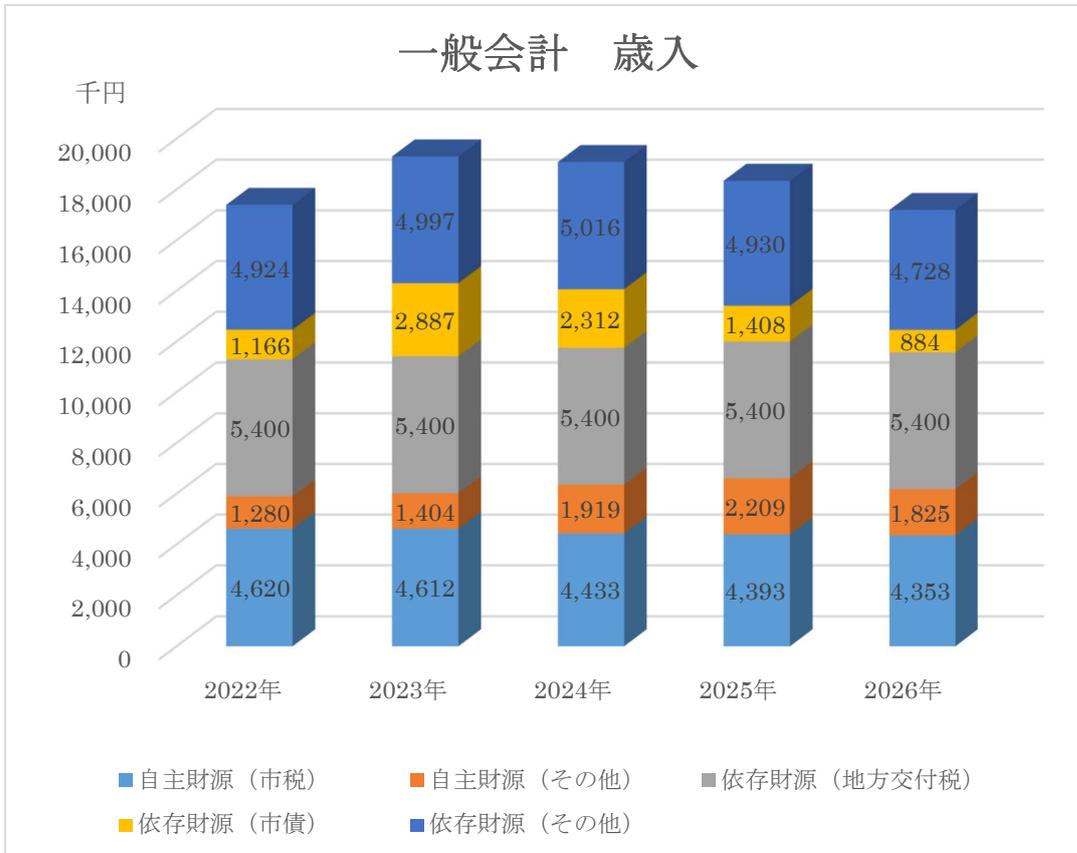
(6) 補助費等

団体補助金、事業補助金については、2020（令和元）年度実績と同規模で推移するものとし、企業会計への補助金等については毎年度の変動を勘案し推計しています。また、負担金についても実績等を勘案し推計しています。

(7) 繰出金

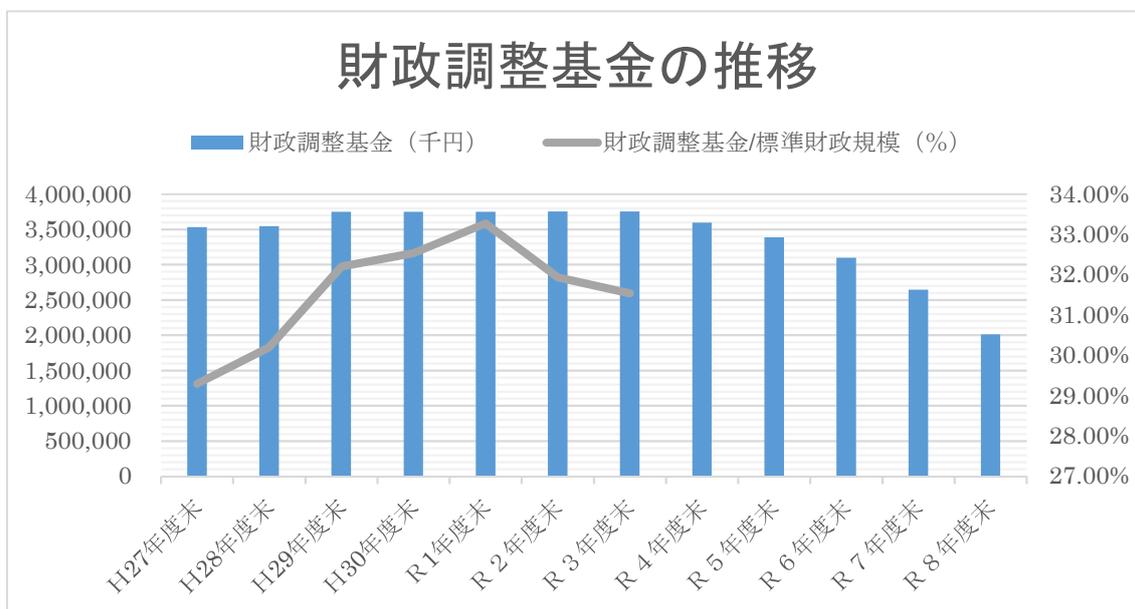
特別会計ごと個別に推計した繰出金を計上しています。

4 歳入・歳出の状況



5 財政調整基金残高の推移

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立基金として地方財政法に位置づけられています。本市の財政調整基金の2020（令和2）年度末残高は、約37億5千1百万円です。財政調整基金の適正な規模については、標準財政規模の10%～15%の範囲が今後の財政経営において好ましいとされています。本市における財政調整基金の規模はこの基準を上回っております。今後、災害対応等緊急的な一般財源の需要増に対応するため、基金残高は上記の基準に照らし、適切な金額を維持していく必要があります。このような基準や国・県の動向、さらには財政状況等を勘案し、引き続き事業の選択と集中を行い経常経費の縮減などに取り組み、財政調整基金残高の維持を目指します。



	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
財政調整基金 (千円) ①	3,528,821	3,544,297	3,745,911	3,747,659	3,749,384	3,750,815
標準財政規模 (千円) ②	12,045,916	11,734,505	11,630,613	11,519,046	11,268,385	11,744,425
①/② (%)	29.29%	30.20%	32.21%	32.53%	33.27%	31.94%

	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末	R7年度末	R8年度末
財政調整基金 (千円) ①	3,754,146	3,592,476	3,386,806	3,096,136	2,646,466	2,008,796
標準財政規模 (千円) ②	12,207,003	—	—	—	—	—
①/② (%)	30.75%	—	—	—	—	—

※2020（令和2）年度までは実績、2021（令和3）年度以降は見込み。

6 主な財政指標の状況

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられており、この比率は、一般的には市では75%程度が妥当とされ、80%を超えると、その団体は弾力性を失いつつあるとされています。2020（令和2）年度決算ベースによる経常収支比率の茨城県の市町村平均は90.8%、同市平均は91.4%となっており、これは各自治体において財政の弾力性が失われつつある状況であるといえます。このような状況下において、本市の2020（令和2）年度決算における経常収支比率は、86.8%となっており、県内で比較すると良好である（県内44市町村中5番目に低い比率）と言えます。

○経常収支比率の収支目標

（単位：％）

年 度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
経常収支 比率	86.7	88.1	89.8	86.8	89.0	89.0	89.0	89.0	89.0	89.0

(2) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、実質的な公債費（地方債の元利償還金等）が財政に及ぼす負担を表す指標です。これは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合で、過去3年間の平均値を使用します。現行の地方債協議制度の下では、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となり、さらに、25%以上の団体は財政健全化団体となり、35%以上の団体は財政再生団体となります。本市の2020（令和2）年度決算における実質公債費比率は、7.7%（茨城県内44市町村平均：6.5%）となっており、県内の他市との比較においてはやや高い状況にあります。今後予定している合併特例債事業等により上昇傾向にありますが、事業の精査を行い、引き続き10%未満を維持していくことを目指します。

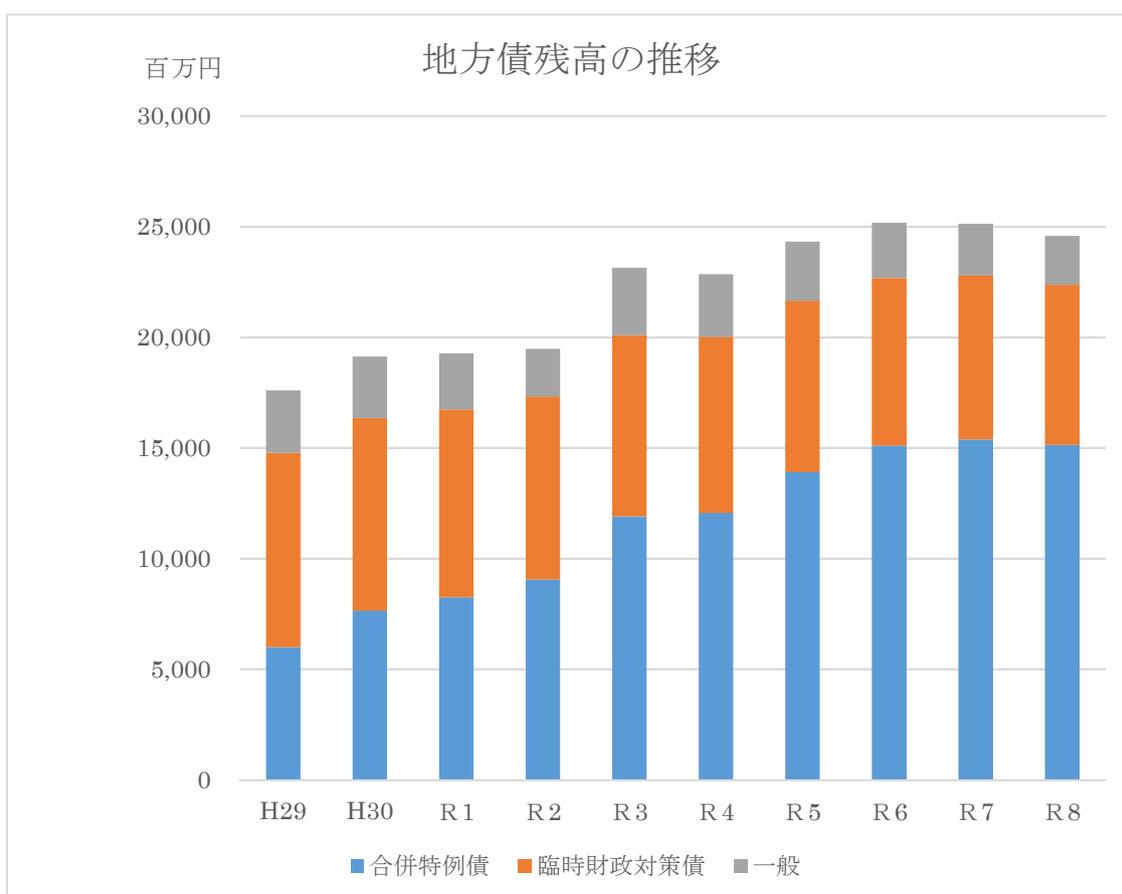
○実質公債費比率の推移目標

（単位：％）

年 度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
実質公債費 比率	7.3	7.0	7.1	7.7	8.0	8.3	8.6	8.6	8.6	8.6

7 地方債残高の推移

普通交付税の一部を振り替える臨時財政対策債の残高は、減少する見込みとなっています。臨時財政対策債は、地方財政収支の不足額を補てんするため、各地方公共団体が特例として発行してきた地方債で、その元利償還金相当額については、全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされています。合併特例債は事業の進展により増加する見込みとなっています。2026（令和8）年度末の一般会計市債残高見込みについては、約245億8千2百万円で、2020（令和2）年度末の市債残高と比較すると約51億円、率にして26.2%の増加となっています。なお、臨時財政対策債を除いた場合の2026（令和8）年度末の一般会計市債残高見込みは約173億2千4百万円となる見込みです。今後も引き続き、新規発行債については借入残高を勘案しながら借入を行います。



(単位：百万円)

	H29	H30	R1	R2	R3
合併特例債	5,997	7,637	8,251	9,060	11,904
臨時財政対策債	8,775	8,710	8,490	8,265	8,195
その他起債	2,831	2,785	2,531	2,150	3,040
合計	17,603	19,132	19,272	19,475	23,139

	R4	R5	R6	R7	R8
合併特例債	12,057	13,901	15,103	15,381	15,125
臨時財政対策債	7,968	7,760	7,583	7,410	7,258
その他起債	2,831	2,664	2,494	2,335	2,199
合計	22,856	24,325	25,180	25,126	24,582

※ 令和3年度以降は推計値。令和3年度以降の地方債は繰越しないものとして推計します。

8 今後の健全な財政運営に向けて

本市の財政状況は、2026（令和8）年度までの5年間に直ちに危険な状況に陥ることはないものと考えられます。

しかし、新型コロナウイルス感染症による影響の先行きは不透明であり、経済の落ち込みが引き続き懸念される中で、歳入の根幹をなす市税収入が減少傾向にあるのに対し、少子高齢化の進展等による社会保障関連経費や、老朽化の進む公共施設の改修費等の増加、新庁舎建設事業や上曽トンネル整備事業などの大規模な合併特例債事業により、厳しさが増すものと考えられます。このようなことから、今後は次の2点を財政運営の柱に据え、健全な財政運営の維持を目指してまいります。

- 毎年度の当初予算における財源不足額をおおむね実質収支の範囲内に収め、収支均衡予算を継続します。
- 財政調整基金残高については、標準財政規模10%以上の水準維持を目指します。

これらのことを踏まえ、引き続き、大規模事業や新たな行政需要に的確に対応するために事業の選択と集中を行い、最少の経費で最大の効果を挙げることを念頭に、着実かつ果敢に活力あるまちづくりを展開していきます。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に掲げた「基盤産業を伸ばす」「交流人口を増やす」「移住・定住を促す」を目指しながら超高齢社会に対応した地域福祉にも積極的に取り組み、総合計画の将来像である「ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川」の実現を目指します。

桜川市中期財政計画
(2022年度～2026年度)

〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023

桜川市総務部財政課

TEL 0296-58-5111 FAX 0296-58-5115
ホームページ <http://www.city.sakuragwa.lg.jp>